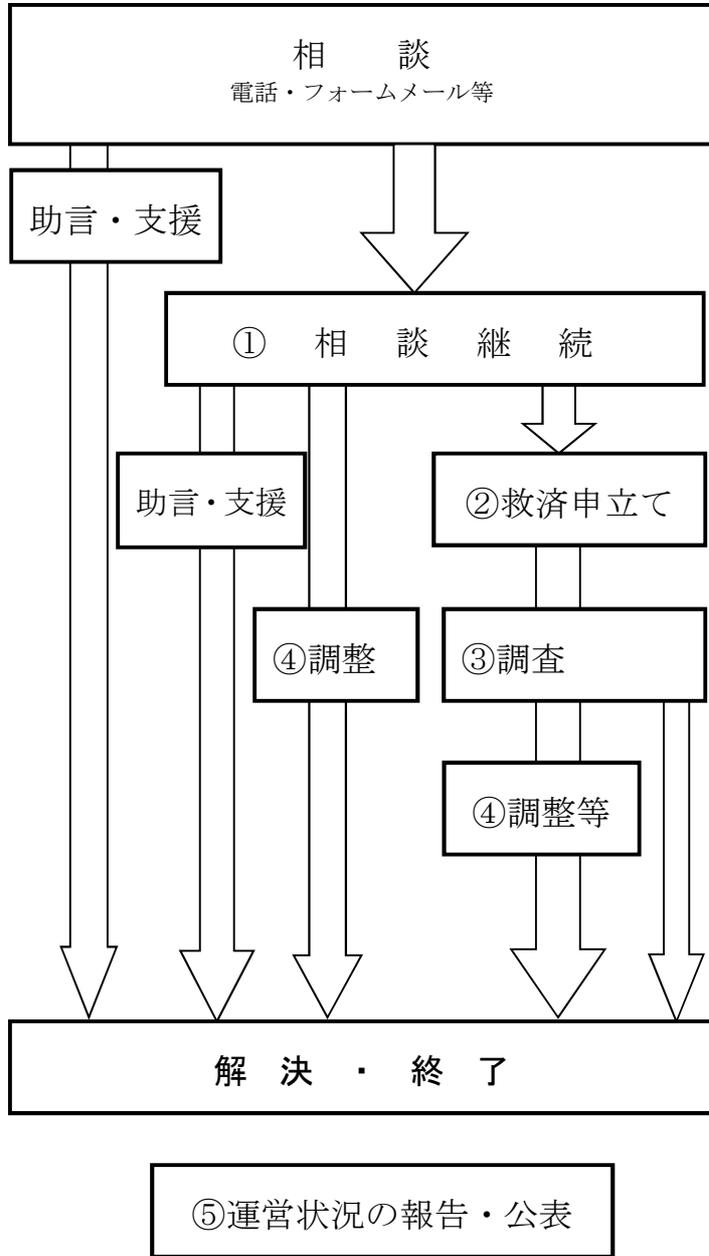


人権オンブズパーソンの活動の流れ図



① 相談内容によって**相談を継続**して、解決に向けた助言及び支援・協力依頼等を行います。

② 相談で解決しない場合、**救済申立て**により、関係者等への調査等に入ることができます(条例第13条)。必要に応じて、人権オンブズパーソンは自己の**発意**によって調査を行うことができます(条例第16条)。

③ 関係者等に説明や資料の提出を求め、事実関係の確認などを行います(条例第15条、第18条、第21条)。

④ 必要に応じて、人権オンブズパーソンが相談者と関係者等との間に入り、相互の理解と協調の下に**調整**を行うことがあります。

必要があると認めるときは、勧告、意見表明、公表、是正要請を行います(条例第19条、第22条)。

⑤ 毎年度、運営状況について市長及び議会に報告するとともに公表します(条例第26条)。

※条例＝川崎市人権オンブズパーソン条例